

高松空港特定空港運営事業等 募集要項等への質問及び回答(平成28年10月3日)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
1	募集要項	応募に関する留意事項(応募の無効)について	27	3	(5)	F)-⑤	<p>○応募企業とビル施設事業者の職員との接触について質問いたします。</p> <p>①空ビルの工事を請け負っている建設会社など空ビルの取引企業および、現在空ビルに入居しているテナント企業などが応募企業になろうとする場合には、入札の参加に当たって何らかの制限はあるのでしょうか。当該企業は日常的に空ビル職員との接触があります。</p> <p>②また当該応募予定企業の役職員の、空ビル職員との接触については何か制限があるのでしょうか。</p>	<p>募集要項記載の参加資格を満たす企業は応募者となることができます。また、「本事業の選定に関」することでない通常業務の範囲であれば接触することは禁止していません。空港ビル会社の役職員等として知り得た情報であって一般に公表されていない情報・ノウハウが特定の応募者にもみ提供された場合、公正な競争が阻害されるおそれがあることから、募集要項において接触禁止としているところであり、接触禁止となっている者に対し、本事業の選定に関し個別に接触したことが判明した場合は応募が無効となる場合があります。</p>
2	優先交渉権者選定基準	提案審査について	6	第4	2		<p>○役職員がビル施設事業者の社外取締役就任している企業の取扱いについて質問いたします。</p> <p>①入札要件は満たしているものの、応募企業の役職員が高松空港ビルの社外取締役に就任している場合には、応募に当たってはどのような取扱いになるのでしょうか。当該社外取締役は、空ビルの取締役会にも出席いたしますし、ビル関係者とも接触することになります。そのような企業が入札に参加するに当たっての何か制限があるのでしょうか。</p> <p>②またその場合にはコンソーシアムを構成する他の応募予定企業も、該当する空ビルの社外取締役に接触できないことになるのでしょうか。</p> <p>③さらには社外取締役を出している応募予定企業の空港ビル社外取締役以外の役職員は、他の応募予定企業との接触は可能ですか。</p>	<p>募集要項記載の参加資格を満たす企業は応募者となることができます。ただし、空港ビル会社の役職員等として知り得た情報であって一般に公表されていない情報・ノウハウが特定の応募者にもみ提供された場合、公正な競争が阻害されるおそれがあることから、募集要項において接触禁止としているところであり、接触禁止となっている者に対し、本事業の選定に関し個別に接触したことが判明した場合は応募が無効となる場合があります。</p> <p>従って、「本事業の選定に関」することでない通常業務の範囲であれば接触することは禁止していませんので、例えば、「本事業の選定に関」することでない通常の業務の範囲内であれば、空ビル会社の取締役会に出席することや高松空港事務所の職員と接触すること自体は禁止されません。</p> <p>また、本事業の選定に関して、ビル施設事業者に役職員を派遣している応募予定企業に他の応募予定企業が接触する際に、ビル施設事業者の役職員として派遣されている者を加えることは認められません。上記の接触禁止の趣旨を踏まえ、当該企業の内部において、提案書の作成等を担う応募チームとビル施設事業者に派遣された役職員が所属する部署との間に情報ウォールを構築すること等の適切な措置を講じていただくことが必要です。この場合、国が当該企業によるかかる措置の実施状況を確認する場合があります。</p>

高松空港特定空港運営事業等 募集要項等への質問及び回答(平成28年10月3日)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
3	様式集及び記載要領	印鑑証明書について	19				<p>「代表者名および印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。」とありますが、印鑑証明の登録印に使用している印鑑と、本事業における決裁者の印鑑が異なる場合には、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。</p>	<p>会社の代表者名・当該代表者名で登録された印鑑証明の登録印でご提出いただくことで差し支えありませんが、権限規程に基づく決裁者名・決裁者の印鑑で提出することを希望される場合で当該決裁者の印鑑が印鑑証明の登録印とは異なる場合は、以下の方法にてご対応下さい。</p> <p>【対応方法】 まず、各提出書類の作成名義は権限規程に基づく決裁者のものとし、当該決裁者の印鑑を押印してください。 その上で、以下の要領で印鑑証明書の印鑑が示す役職者から、本事業における決裁者に対する委任状等を作成して頂き、合わせてご提出ください。 ●委任状の宛先：国土交通省航空局長 殿 ●印鑑証明書の印鑑が示す役職者を申請者として記載し氏名の横に印鑑証明書と同一印を押印 ●「私は下記の者を代理人と定め、〇〇の事項を委任いたします」といった文言（任意の文章で可）を記載 ●代理人として、本事業における決裁者の氏名を記載し、氏名の横に各様式で使用する印鑑を押印 なお、委任事項に、本事業に係る一切の事項といった形にして頂ければ、委任状は1枚で結構です。</p>
4	様式集及び記載要領	VDRアクセス権の申請	21	第1条	2項		<p>守秘義務の遵守に関する誓約書では、「当社は、本書記載の遵守事項と同等以上の守秘義務を負うことを当社に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、コンソーシアム構成員（コンソーシアム構成員になろうとする者を含む。以下同じ。）、又は、当社若しくはコンソーシアム構成員の関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。）、協力会社（本事業に関し、資金を提供し、又は、業務の委託若しくは請負等を受ける者をいう。）（協力会社になろうとする者を含む。）若しくは応募アドバイザー（以下「第二次被開示者」と総称する。）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができる」とあり、協力会社や応募アドバイザーは「第二次被開示者」と想定されているように見えます。本公募では、協力会社や応募アドバイザーはVDRアクセス権の申請はできないということよろしいでしょうか。</p>	<p>募集要項3.-(2)-E)①に示す受付期間の終了日までは、応募提案の検討することを目的とした関心があり、かつ、当該目的のために開示情報を使用する限り、様式3-①～③をご提出頂ければ、VDRアクセス権の申請は可能であり、当該申請者が、応募提案書提出時に応募アドバイザーや協力企業となることは差し支えありません。</p>